

## 津市特定事業主行動計画の一部改定の概要について

(令和5年11月1日改定)

育児休業の取得率等【女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施及び次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標】の目標値変更 (計画P2)

「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において、地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)に係る男性の育児休業取得率の政府目標について、令和7年までに1週間以上の取得率を85%に引き上げることとされたことに伴い、本市の特定事業主行動計画における目標値を下記のとおり変更する。

改定前	計画期間中、女性職員の育児休業取得率を100%にし、 <b>男性職員の育児休業取得者を30%以上にします。</b>
改定後	計画期間中、女性職員の育児休業取得率を100%にし、 <b>男性職員の育児休業について、1週間以上の取得率を85%にします。</b>